

## ○浜田市いじめ問題対策連絡協議会規則

平成26年12月19日  
教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市いじめ防止対策推進条例（平成26年浜田市条例第38号）第11条第5項の規定に基づき、浜田市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 連絡協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 連絡協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 連絡協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡協議会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、連絡協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる連絡協議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集するものと

する。